**○法務省告示第四百四十二号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十七日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 日本クロージャー株式会社 | 東京都品川区東五反田二丁目十八番一号 |
| 住友建機株式会社 | 東京都品川区大崎二丁目一番一号 |

第二号ロの表株式会社辰也造船所の項中「塗装」の下に「、溶接」を加え、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 中部岩佐塗装株式会社 | 愛知県名古屋市昭和区川名本町四丁目四番地 |

| | |
|---|---|
| プラスチック成形 | 塗装 |
| 溶接 | |

**○法務省告示第四百四十三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十七日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社ユニオンダイキャスティング | 東京都板橋区前野町二丁目三十番九号 |

| |
|---|
| ダイカスト |

**○文部科学省告示第百二十九号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成二十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。

平成二十七年八月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

制定文中「文部省」を「文部科学省」に改め、「次に掲げるもの（」の下に「幼稚園就園奨励費補助金以外の補助金等にあっては、」を加える。

本則中「学校教育設備整備費等補助金」の下に「、幼稚園就園奨励費補助金（文部科学大臣が別に公示する都道府県において行われるものに限る。）」を加える。

**○文部科学省告示第百三十号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成十二年文部省告示第五十八号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。

平成二十七年八月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

本則中「幼稚園就園奨励費補助金」の下に「（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県において行われるものを除く。）」を加える。

**○文部科学省告示第百三十一号**

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、文部科学大臣が別に公示する都道府県を次のとおり定める。

平成二十七年八月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

群馬県、東京都、三重県、岡山県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県

**○農林水産省告示第二千三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区小渕字上小渕一〇四の二、一〇五の一、一〇五の二、一〇六の口、字小渕山九四一、九四二、九四四の一、九四四の四、九四五、九四六の一、九四六の二、九四七、九四八、九四九の一、九五〇から九五八まで、九五九の一、字藤野上一五八三、一五八四、一六三九の一、一六四一、一六四三の口、一六四五、一六四七の口、一六四八、一六五三の一から一六五三の五まで、吉野字大沢一六五二の一、一六五二の口、一六五三、一六六一から一六六三まで、一六七五の一、一六七五の口、一六八二の一、一六八二の口、一六八五、一六九〇、字大久保一七〇八、一七一五の三、一七一五の一一、一七一五の一二、一七一五の一四、一七一五の二〇、一七二二の一、一七二二の口、一七二三、一七二四、字吉野沢一八八九の三三、一八八九の一の二〇、字小沢一九二八、一九二九の一、一九二九の二、一九三〇の一、一九三〇の口、一九四九、一九五〇、一九五一の一、一九五一の口、字初音久保一九七九の一、一九七九の口、一九九七の一、一九九七の口、一九九八、一九九九、字明神久保二〇八〇、二〇八一の一、二〇八一の口、二〇八一の四、二〇八一の口、二〇八一の八、二〇八二の二、澤井字下河原一〇一〇から一〇一二まで、一〇一四、一〇一五、一〇一六の一、字西沢朝日二一五九の一、二一六二の一、二一六二の二、二一八二の一、日連字峯一一五の一の二、一一五の一の三、字翁一一二五、字八岡一一二六から一一二八まで、一一二九の二、字中曾根一一三〇、字早栗一二一〇、字中尾一二一三の二、一二一三の一、一二二〇の一、一二二〇の二、一二二一の一、一二二二から一二二六まで、一二二七の一、一二二七の口、字山ノ原二六七九、二六八〇の一、二六八〇の口、二六九四の一、佐野川字川本一〇四四の一、一〇四五、一〇四六、牧野字宮ノ原一〇一五三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区牧野字上棚坂六六のイ（次の図に示す部分に限る。）、字御判場四四六、字下谷戸入二二六七の二、字峯山四二五九の三、字井出端七三四一、七三四三の一、七三四三の二、七三四九の一、七三五〇、字神川一〇五三六の一、字大川原一〇八七〇、一〇八七一、字上ノ山一〇九〇九、一〇九一五、一〇九一六、字天神一一〇八五から一一〇八七まで、一一〇八九から一一〇九四まで、名倉字午王戸四五七〇の一、四五七一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）